

## 知っているようで本当は知らないEtc. ～ 『利益処分』 と 『株主配当』

中国現地法人は、年末（12月31日）に決算を迎え、会計年度監査、企業所得税の確定申告等の手続きを経た後、株主会（株主）の決議に基づき利益処分を行うこととなります。利益処分では、利益剰余金の積立、株主配当等が行われることとなります。今回は、このような一連の利益処分と株主配当について説明します。

### 1. 『利益処分』

外商投資企業は、公司法及び外商独資企業法等の関連法令に基づき、会社が一会計年度中に稼得した利益について、株主会（出資者が一名である場合には株主）の決議により利益処分を行うことができます。（※1）利益処分の内容は、三項基金と呼ばれる法定利益剰余金の積立、任意利益剰余金の積立、株主配当等があります。このうち、任意利益剰余金の積立と株主配当は、法定利益剰余金の積立が行われた後の残余利益を前提としており、この残余利益に関する利益処分を翌決算期以後に留保することも可能とされています。

#### ■利益処分の内容

法定利益剰余金 (三項基金)の積立	準備基金	一会計年度に稼得した利益(税引き後)の10%以上(※1) (積立額の総額が登録資本金の50%に達した後の積立は任意)
	企業発展基金	外商独資企業の場合には積立不要
	従業員奨励福利基金	外商独資企業の場合には積立比率0%も可能
任意利益剰余金の積立		一会計年度に稼得した利益(税引き後利益)から法定利益剰余金を差し引いた後の金額の範囲内において積立が可能
株主配当		配当可能利益(2.を参照)の範囲内において可能
利益処分の留保		法定利益剰余金の積立後の残余利益について、利益処分を翌期以降に留保することが可能

(※1) 利益処分は、一会計年度中に稼得した利益から過年度の累積損失を差し引いた利益を対象とするため、一会計年度中に稼得した利益が過年度の累積損失を下回る場合（決算修正後の未処分利益がマイナスである場合）には、利益処分を行うことはできません。

### 2. 『株主配当』と『配当課税』

株主配当は、一会計年度中に稼得した利益から累積損失、利益剰余金（法定、任意）を差し引いた後の金額に、過年度に利益処分を留保された利益（未処分利益）を加算して算出される配当可能利益の範囲内において株主会（株主）が配当決議を行い確定します。株主配当が確定すると、配当を受ける株主には配当所得が発生します。株主が外国企業もしくは外国人である場合には、この配当利益に対して企業所得税もしくは個人所得税の課税が行われ（※2）、この税額について、配当を行う中国現地法人が配当金額から源泉徴収して納税する必要があります。そのため、中国現地法人が日本の株主に配当送金する場合の送金額は、株主会（株主）決議で確定した配当金額から企業所得税もしくは個人所得税額を控除した後の金額となります。

(※2) 外国株主が法人の場合には企業所得税、個人の場合には個人所得税が課税されます。